

令和8年度 就学に向けての相談について ～12分でわかる就学相談～



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課
(特別支援教育総合センター)

【本動画の内容】

- 1 就学相談とは？
- 2 就学相談の申込みからの流れ
- 3 就学相談の申込み締切

Ⅰ 就学相談とは？

小学校に入学（就学）した際、個々の力を十分に伸ばすためのふさわしい教育環境（特別な学びの場）や必要な支援について、保護者とともに考えます。

【横浜市における**特別な学びの場**】

①個別支援学級

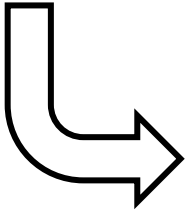
(小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級)

②一般学級＋通級指導教室

(在籍校から離れて支援指導を受ける特別な学びの場)

③特別支援学校・支援学校

(身体、知的に障害のあるお子さんが通う学校)



①～③の「**特別な学びの場**」を検討するためには、**特別支援教育総合センター**での「**就学相談**」が必要です

【個別支援学級（特別支援学級）とは】

- ◆学級種・・・① 知的障害 ② 自閉症・情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模・・・児童8人に対し、教員1人
- ◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校のカリキュラムを参考に、実態に応じた特別な教育課程を編成
- ◆交流及び共同学習
児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施

小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級

【通級指導教室とは】

◆目的

障害などに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服
※**教科学習の補充は行いません**

◆対象

① 一般学級の学習におおむね参加可能なお子さん
(知的発達の遅れがない)

② 弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉スペクトラム症、
LD・ADHD等の**特別な支援、指導**を必要とするお子さん
(難聴、口蓋裂の場合は、個別支援学級在籍のお子さんも対象)

【①と②の両方を満たすお子さん】

【特別支援学校・支援学校とは】

◆ 部 門 ……視覚障害、聴覚障害、知的障害、
肢体不自由、病弱

◆ 学級規模……児童 6人に対し、教員 1人

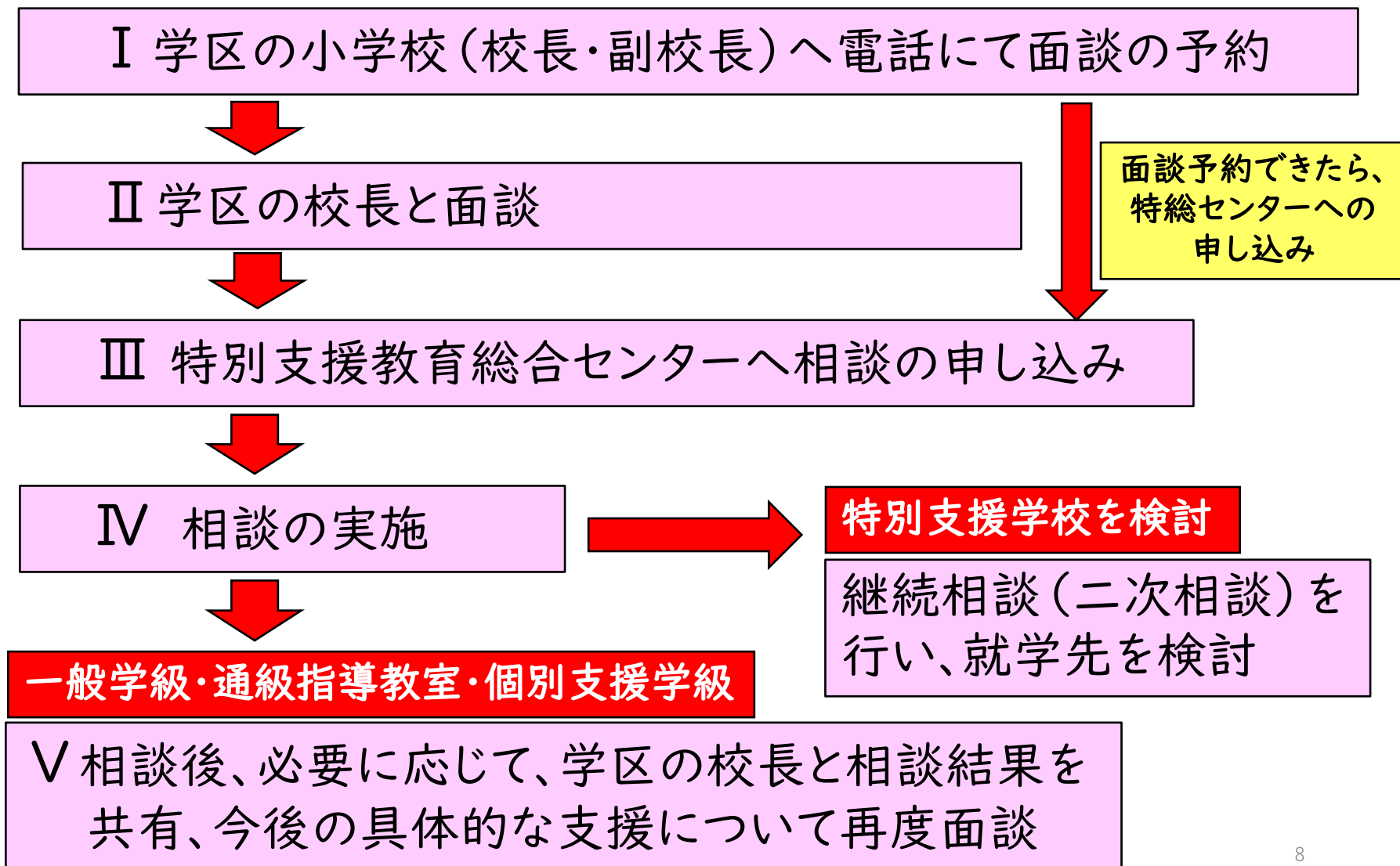
◆ 教育課程

特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達に応じて、教育課程を編成

◆ 交流及び共同学習

学区の小学校の一般学級や個別支援学級の授業や行事等に参加

2 就学相談の申込みからの流れ



I 学区の小学校へ電話にて面談の予約

◆ 電話で確認すること

- ・面談に参加する人数、訪問時の注意事項を確認
- ・面談時に、一般学級や個別支援級等の見学が可能かを確認

◆ 電話をするときの例



「次年度、就学予定の〇〇と申します。校長先生か副校長先生は、いらっしゃいますか？」

(校長先生にかわったら) 「初めまして、次年度就学予定の〇〇と申します。『子どもの就学についての面談』のお願いのお電話です。」

時期によって、学校行事と重なる場合や、校長の校務により、就学相談と前後することもあります。

II 学区の校長と面談

◆ 面談や見学を通してすること

- ① お子さんの様子、就学についての心配な事を相談する
- ② 就学を検討している学校種（特別支援学校）、学級種（一般学級・個別支援学級・通級指導教室など）、具体的に必要な支援などを伝える
- ③ 学校の雰囲気や個別支援学級の様子、教室環境などの情報を得る

特別支援学校を検討している方も、必ず個別支援学級の見学をしてください

Ⅲ 特別支援教育総合センターへ相談の申込み

◆必要な書類

① 就学・教育相談申込書

※「横浜市特別支援教育総合センター」のHPからダウンロードしてください

※ダウンロードやプリントアウトできない場合は、特総センターにご連絡ください

② 一年以内の発達検査結果

※書面でお持ちの場合のみ、コピーを同封してください

◆申込方法

① 記入したものを郵送して送る

② 横浜市電子申請システムに入力して送信する

☆相談時期は、「検討したい就学先」によって設定します。先着順ではありません。
日程決定まで4か月以上の時間を要することがあります。

IV 就学相談当日の流れ

①お子さんと保護者と当日の流れ確認

②お子さん 集団活動「学校ごっこ」

②保護者 相談室待機

※1 ※2

③検査結果
有りの場合は
検査なし

③お子さん 田中ビネー知能検査V
発達検査 60分程度

③保護者 相談1
園や家庭での様子、お子さんの
よいところ、就学にあたって
の不安、希望する学級種、学
校種、学校見学の様子など

④お子さん 相談室で休憩
その後 保育「自由遊び」

検査結果を受けて
④保護者 相談2

終了（概ね1時間30分から2時間）

※1 肢体不自由に関する相談については、集団活動や発達検査を実施しないことがあります。

※2 肢体不自由に関する相談については、理学療法士による身体・運動面のチェックを行うことがあります。

V 相談後、必要に応じて、学区の校長と相談結果を共有、今後の具体的な支援について再度面談

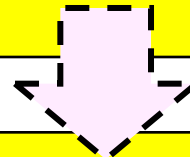
一般学級・通級指導教室・個別支援学級

保護者の同意を経て、相談後、特総センターから

① 学校へ電話連絡【相談当日】

② 学校へ「就学・教育相談報告書」を送付

【相談後4週間程度】



(必要に応じて) 就学に向けての準備や就学後の学級種の最終確認、具体的な支援を学校と再度確認、検討してください

3 就学相談の申込み締切

- ◆ 特別支援学校を検討：6月30日締切
- ◆ 個別支援学級、通級指導教室を検討：7月31日締切
(早めのお申し込みをお願いします)
- ◆ 相談日時決定後、ご自宅へ「相談日時決定通知書」を
郵送します。
- ◆ 相談申込書提出後に、発達検査を受けた場合は
必ず特総センターに電話をお願いします。
- ◆ 相談日時の都合が悪く、延期する場合や相談自体をキャンセルする場合も特総センターへ電話をお願いします。

ご視聴ありがとうございました。

くわしい内容については、「詳細版」をお読みください。

また、「5分でわかる個別支援学級」

「5分でわかる通級指導教室」

「7分でわかる特別支援学校」

も、あわせてご視聴ください。